

令和4年第4回芸西村議会「定例会」議事日程

令和4年12月9日

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案の一括上程（提案理由の説明）
- 議案第66号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第67号 議会の議員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第68号 芸西村長等に対する給料等の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第69号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第70号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 議案第71号 令和4年度芸西村一般会計補正予算（第4号）
- 議案第72号 令和4年度芸西村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第73号 令和4年度芸西村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第74号 令和4年度芸西村住宅新築資金等特別会計補正予算（第1号）
- 議案第75号 令和4年度芸西村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第76号 令和4年度芸西村下水道事業特別会計補正予算（第2号）

招集年月日 令和4年12月9日(金)

招集の場所 芸西村役場議場

開会時間 午前9時00分

応招議員

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	岡村 星弥	○	2	堀川 友久	○	3	坂本 史	○
4	山本 俊二	○	5	濱田 圭介	○	6	安岡 公子	○
7	西笛 千代子	○	8	仙頭 一貴	○	9	小松 康人	○
10	岡村 俊彰	○						

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職・氏名

職員	氏名	職員	氏名	職員	氏名
村長	溝渕 孝	副村長	池本 尚彦	教育長	池田 美延
総務課長 兼会計管理者	松本 巧	健康福祉課長	都築 仁	産業振興課長	吉永 卓史
土木環境課長	山本 裕崇	企画振興課長	池田 加奈	教育次長	佐藤 大輔
総務課長補佐	池田 豪	健康福祉課長補佐	荒井 祐輔	産業振興課長補佐	長崎 寛司
土木環境課長補佐	山崎 純裕	企画振興課長補佐	岡村 公順	教育委員会課長補佐	岡村 まきみ

職務として出席した者の職・氏名

議会事務局長	藤川 薫
--------	------

【議事の経過】

令和4年12月9日（金）

[9:00 開会]

《開会》

○ 岡村 俊彰 議長

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しておりますので、令和4年第4回芸西村議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

《諸般の報告》

○ 岡村 俊彰 議長

日程に入る前に、諸般の報告をします。監査委員から8月、9月、10月の例月出納検査の結果報告並びに芸西村議会会議規則第129条第1項の規定により、令和4年9月15日に決定された議員派遣について、派遣議員から報告書が、お手元に配付のとおり提出されております。以上をもって、諸般の報告を終わります。

《日程第1》

○ 岡村 俊彰 議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、本定例会を通じて、5番濱田圭介君、6番安岡公子君を指名します。

《日程第2》

○ 岡村 俊彰 議長

日程第2、会期の決定を議題にします。本定例会の会期につきましては、過日、議会運営委員会を開催し、協議をいたしております。この際、議会運営委員長長の報告を求めます。議会運営委員長西笛千代子君。

○ 西笛 千代子 議員

おはようございます。

〔「おはようございます」の声〕

議会運営委員会報告をいたします。去る、12月2日に本定例会の会期につきまして、協議をいたしました結果、お手元に配付しております会期及び審議予定表のとおり、本日12月9日から15日までの7日間とするものです。

本日は、まず、村長提出の議案第66号から第76号を一括上程いたしまして、提案理由の説明を受けることにいたします。

10日から13日までは議案精査のため休会といたします。

14日は一般質問を行っていただきます。

15日は議案第66号から第76号までの審議・採決並びに議員提出議案の審議・採決を行っていただきます。

以上が、本定例会の会期日程でございます。

本議会の円滑な運営をお願いして、議会運営委員長の報告をいたします。よろしく願いいたします。

○ 岡村 俊彰 議長

以上で、議会運営委員長長の報告を終わります。

お諮りします。会期は、議会運営委員長長の報告のとおり、本日から12月15日までの7日間にすると思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

異議なしと認めます。従って、会期は本日から12月15日までの7日間に決定しました。

《行政報告並びに提案理由の概略説明》

○ 岡村 俊彰 議長

村長より、行政報告並びに提案理由の概略説明の申し出があります。これを許します。溝淵村長。

○ 溝淵 孝 村長

おはようございます。本日は、12月議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さまには、何かとご多用の中、ご出席を賜り厚くお礼申し上げます。まず、提案に先立ち現在の事務・事業の執行状況等、諸般の報告をいたします。

まず、新型コロナウイルス感染症は第8波の到来がかねてから指摘され、全国的にも感染者数の顕著な増大が連日報道される中、県においても感染症対応の目安をオレンジの「警戒」に引き上げて注意を促しております。一方で、重症化率などは徐々に低下傾向にあるとも伝えられ、政府においては感染症法上の位置付けを現在の「2類相当」から、季節性インフルエンザと同じ「5類」に見直すことについて改正法案を国会に提出し、議論が本格化しつつあります。

現在、県の所管保健所による市町村ごとの感染者数の報告はなくなり、以前に比べ個別の状況は把握しづらい状況ですが、私たちの日常生活におけるマスクの着用基準なども緩和される方向性が示され始めました。徐々にではあるものの、3年間にわたるコロナ禍の一つの転換点に差しかかりつつあるのではないかと実感しています。

村としては、当面は基本的な感染予防対策を引き続きお願いしながら、国・県の動向を注視し、村民の皆さまへの正確でタイムリーな情報提供に努めてまいります。

さて、毎年11月は各団体・組織の総会が東京で行われ、全国の町村長は2週間程度上京して各種会議に出席し、その決議内容を各大臣や省庁の担当部局、また国会議員などに直接要望することが通例となっております。しばらくはコロナ禍で中止やリモート開催となっておりますが、今年はほぼ例年どおりのスタイルで開催をされました。

11月17日には全国町村長大会が行われ、感染症対策の充実強化や防災減災対策の強力な推進、町村財政基盤の確立や医療保険制度の安定運営の確保、農林水産業・商工業の振興対策の推進、また本村にも密接な関連のあるゴルフ場利用税の継続確保など、17項目について決議しました。

また、この大会に先立ち16日には過疎法適用外小規模町村連絡会議が行われ、高知県からは該当の本村、日高村、佐川町が出席しました。この組織は人口減少率など何らかの基準が満たされないために過疎法の適用がなされず、過疎法適用団体が受けられる過疎債の発行などの極めて有利な財政的支援が何ら受けられない課題の解決のため、平成24年に賛同する全国の33団体で立ち上げられたものであります。

本村を例に取れば、隣接する安芸市、香南市ともに過疎法適用団体、いわゆる過疎団体であり、財源的に極めて有利な過疎債を発行しながら大規模な事業を行える一方で、過疎法適用外の本村には同様の財政支援は全くありません。仮に、こうした制度上の問題で財源不足に陥り、両市と本村の事業の進捗状況に差が生じた場合には、同じエリアに住みながら同様の住民サービスを享受できないといった不公平感にもつながりかねません。

構成町村の窮状を組織として国に訴え、議論を進めてもらうことが活動の主なものであり、村民の皆さまには制度について十分にご理解をいただきにくいのが実情ですが、時代のニーズや日常生活の実感から生まれる住民ニーズに対応した懸案事業が遅滞なく着実に執行され、住民福祉や住民満足度の向上につながりますよう、全国の関係町村と力を合わせて、課題解決に全力で取り組んでまいります。

まず人事は、令和5年4月1日採用予定の一般行政職の職員採用試験の一次試験を10月16日に、二次試験を11月13日に実施しました。12月18日に最終面接を実施予定です。

その他として、電力、ガス、食料品等の価格高騰による家庭での負担増を踏まえまして、特に生活への影響が大きい住民税非課税世帯等に対して、5万円の臨時特別給付金が国の対策により支給されることとなりました。

対象者には個別の通知を行い、支給の事務を進めております。生活支援の給付金となりますので、迅速に振込みが完了するよう努めてまいります。

新型コロナウイルスのワクチン接種は、オミクロン株対応ワクチンの接種間隔が、10月21日から最終の接種日から3カ月経過へと短縮されました。また10月24日からは、新たに生後6カ月以上4歳以下の方が接種対象となりました。

11月末現在の接種率は、5歳以上の対象者3534人に対し、1回目の接種を終えられている方が3092人で87.49%、2回目の接種を終えられている方が3077人で87.07%、3回目の接種を終えられている方が2632人で74.48%となっております。

4回目の接種率は、60歳以上の対象者1588人に対し1237人で、77.9%となっております。

オミクロン株に対応したワクチンの接種率は、12歳以上の対象者3328人に対しまして、924人で27.76%となっております。

年末に向けて、県内はもとより全国的にも感染拡大が懸念されておりますので、ワクチン接種を希望される方には、早期に接種ができるよう、引き続き関係機関と連携しながら、体制確保や周知・広報に努めてまいります。

ふるさと納税は、10月末現在の寄附額が8億70万円で、前年度比120%と好調に推移しています。ポータルサイトの返礼品掲載の充実を図ったことや、広告投入の効果によるものだと考えております。

クラウドファンディング型ふるさと納税を活用した、芸西村事業者支援事業補助金は選定した5事業について、現在3サイトで寄附の受付を行っております。

地域振興ですが、かっぱ市は、10月末までの売上げが前年度比106%と同水準で推移しています。

飲食代の一部を助成する飲食店応援事業は、11月20日で予定の5万人到達により終了しました。終了後も引き続き入込客数を調査し、事業効果の検証を行ってまいります。

地区懇談会は、令和3年度から始めました「げいせい未来会議」と融合させ、「げいせい村の未来を語る地区懇談会」と題して2年ぶりに村内3カ所で開催いたしました。芸西村の現状を知ってもらい、より良い未来について語り合うことができました。

観光振興は、12月1日から令和5年1月9日まで、ロイヤルホテル土佐にて展示する「竹灯りの宵」は、高知市の一部に折込みチラシを入れるなど、昨年度以上に広報を工夫し入客増を目指してまいります。

第41回カシオワールドオープンゴルフ大会は、新型コロナウイルス感染症の予防対策を講じた上で、入場制限なしの有観客で開催されました。初日から単独首位を譲らなかつたチャン・キム選手が国内ツアー新記録となる通算32アンダーで初優勝し、高知県出身の片岡大育選手らも熱戦を繰り広げ、多くの観戦客を盛り上げてくれました。

次に、住民福祉・保健衛生ですが、7月に行いました集団健診の結果説明会を9月14・15日、11月22日に行い、延べ110人の参加がありました。健診結果から体の状態を理解していただき、必要に応じた生活習慣の改善をアドバイスしております。

なお、健診結果が一定数値以上の方には、生活習慣病の重症化予防のため個別指導を行うとともに、医療機関へつなぐ取り組みも継続して行っております。

地域包括支援センターでは、10月5日の楽々介護教室で「認知症ケアのポイント」、11月16日には「排泄ケアについて知ろう」を開催し、延べ40人の参加をいただきました。

10月26日には、ほっとハウスで理学療法士を招いて、介護予防に効果的な運動や体操の指導を受ける、地域リハビリテーション事業を行いました。

子育て世代包括支援センター「C o C o R o」では、他機関と連携し、ファーストスプーンづくり講座や産後の骨盤ヨガ講座を実施し、子育て中の親子延べ13組に参加いただきました。コロナ禍で保護者同士の交流の場が限られる中、参加者には大変好評でした。

民生委員・児童委員は、3年ごとの任期満了による改選があり、11月末で7の方が退任され、12月から新たに5の方が厚生労働大臣からの委嘱を受け、合計14人で活動していただいております。

補正予算は、コロナ禍において原油価格及び物価の高騰により電気、ガス、燃料費等の負担が増大している社会福祉事業者等を支援するための物価高騰緊急対策給付金と、妊娠や出産の届出を行った妊婦等を支援するための、出産・子育て応援交付金を予算計上しております。

地籍調査は、現地の一筆地調査を9月12日から実施し、11月末におおむね完了しております。残る調査についても所有者との調整や再立会を行い、年内の完了を目指します。また、昨年度調査した測量図の閲覧を2月頃に行う予定です。

移住促進は、9月23・24日に高知県東部地域合同で企画しました移住体験ツアーを1泊2日で行いました。天候にも恵まれ、琴ヶ浜やかつぱ市の散策や伝承館での製糖体験などを通じて村を知ってもらうことができました。11月23日に東京で開催されました高知暮らしフェアに参加しました。12月10日には大阪で開催される高知暮らしフェアにも参加し移住促進につなげてまいります。

次に農業振興は、園芸用ハウス整備事業で計画しておりました残りの高度化区分、サポートハウスの2件は3月中に完成の予定です。また、県の提案により早期に事業着手を希望する農家の要望がありましたので、来年度に予定していた事業の一部を前倒しして実施するため、補正予算を計上しております。農業用燃料タンクの整備支援は、流出防止装置付き燃料タンク10基が、10月末に完了しております。みどりの食料システム戦略推進事業は、防虫ネットの設置と省エネ機器の導入を3戸の農家に支援しました。産地パワーアップ事業は、省エネ機器の導入を4戸の農家に支援しました。

新規就農者の支援は、農業研修を経て4月に就農し経営を開始した方が、経営発展のために必要なトラクターの導入を計画しており、補正予算を計上しております。

そのほか、高騰する農業資材への対策として、国や県が行っている補助事業に準じて肥料費や施設園芸の加温用燃料費の補助を行うため、補正予算を計上しております。

有害鳥獣対策は、11月14日までの猟期外に駆除した有害鳥獣頭数はシカ124頭、イノシシ93頭で、昨年より減少しております。

9月28日に新嘗祭献穀田抜穂式が行われ、芸西村内で生産されたお米を皇居へ献納することができました。林業は、松林の保全のため11月12日に枯損松の調査を行い、伐倒すべき松が19本確認できましたので2月に伐倒駆除処分する予定です。また年明けには、松枯れ防止薬剤の樹幹注入も予定しており準備を進めております。

水産は、西分漁港内に放置されていた所有者不明の廃船2隻の処分が完了しております。また、原油価格の高騰により影響を受けている漁業者に対し、船舶に使用する燃料費の一部を支援するための補正予算を計上しております。

商工は、村内の宿泊施設とゴルフ場を利用された2万2000人を対象に1000円を割引する観光活性化支援事業を9月1日から実施しております。ゴルフ場は計画数を越えたため10月28日に終了しましたが宿泊事業は継続中で、少しでも利用者の増につながることを願っております。また光熱費など物価高騰により影響を受けている商工業者に対し、費用の一部を支援する補正予算を計上しております。

公営住宅は、下中団地で実施しておりました屋根防水シート塗装工事が9月に完成しております。

土木関係は、繰越事業の津野地区の用水路災害復旧工事、起債事業で継続して行っておりました村道琴ノ浜線で老朽化した側溝蓋の改修工事、林道赤野川線で老朽化した木製栈道から石積み擁壁への改修工事がそれぞれ完了しました。

河川関係は、国の高規格道路工事に併せて行う必要のある和食陸橋東の江渡川護岸改修工事、道路橋関係は、橋台の崩壊した瓜生谷地区の西谷1号橋架替工事、和食排水機場は、老朽化している除塵機の操作盤更新工事、耕地災害防止関係は、幼稚園北の排水路の底張り・法面改修工事をそれぞれ発注しました。

農業用水路長寿命化対策事業で行っております、和食地区の東地水利組合及び赤野土地改良区の用水路の補修は、設計委託が完了しましたので、工事発注の準備を進めております。

和食ダム関連は、高知県による瓜生谷地区の西地橋の上流・下流の護岸等の改修工事が着手されております。

消防・防災ですが、消防関係は、11月8日に西分乙地区で住家火災が発生しましたが、建物や住民の方にも大きな被害はなく収束しました。

11月9日には火災予防運動の一環として村内を巡回するとともに、各分団で消火栓、防火水槽などの消防水利の点検を行いました。また、11月15日には抜き打ち訓練を行い、憩ヶ丘運動公園付近の山林火災を想定した消火訓練を行いました。

防災関係は、災害用備蓄品として非常用発電機や災害用トイレ等を購入しております。

教育では、学校教育は、小学校が11月30日から12月2日まで香川県・徳島県、中学校が11月20日から22日まで、広島県・大阪府への修学旅行を実施しました。また文化芸術による子ども育成推進事業として、小学校ではピアノコンサートや人形劇、中学校ではミュージカルを鑑賞しました。

9月28日には、食育推進事業の一環として青年農業士の指導をいただき、そら組、小学5年生、中学1

年生が稲刈りを行いました。収穫された約 150 キログラムのお米は、村内福祉施設に加えて学校給食等でも使用しました。

社会教育は、11月5日から12日までを生涯学習振興週間とし、子どもから大人までが学べる教室を11講座開催しました。講演会では人工知能研究者の黒川伊保子氏を講師にお招きし、「しあわせ脳に育てよう」と題してご講演をいただきました。

社会体育は、3年ぶりに体育会長杯ソフトボール大会を10月に開催しました。村内団体6チームが参加し、体を動かしながら親睦を深めました。

次に、特別会計です。

国民健康保険は、9月の健診結果説明会には38人の参加があり、健診結果が一定数値以上の受診者へは、保健師から個別指導を行うとともに、必要に応じて医療機関へつなぐ取り組みを行っております。

10月13・14日に村民会館で、がん検診、集団健診を行いました。特定健診の受診者は、2日間で80人、前年度比15人減となっております。

8月末時点の受診率の速報値は、前年同時期と同じ18.8%となっております。

簡易水道ですが、給水関連は、7月上旬から11月下旬にかけて、まとまった雨が降らなかったため水源地の水位が低下し、村民の皆さまにはご不便をおかけしました。水道水を確保するため、農業用水の放流など関係者のご協力をいただきまして、時間断水に至らず収束しました。今後も水源の状況を把握しながら、水道水が安定供給できるように取り組んでまいります。

本議会に提案いたしました議案は、条例5件、補正予算6件の合計11件です。

詳細につきましては、担当課長等に説明させますので、ご審議の上、適切なご決定を賜りますよう、よろしく願いいたします。

○ 岡村 俊彰 議長

以上で、村長の行政報告並びに提案理由の概略説明を終わります。

《日程第3》

○ 岡村 俊彰 議長

日程第3、議案第66号から議案第76号までを一括上程します。議案順に順次説明を求めます。松本総務課長。

○ 松本 巧 総務課長

おはようございます。議案第66号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明をいたします。今回の条例改正は、令和4年8月8日付の人事院の給与改定に関する勧告の趣旨に沿いまして、一般職の職員の給料月額及び勤勉手当を改定するものであります。

主な改正内容につきましては、国家公務員の勤勉手当が年間0.1カ月分増額されることを受けまして、令和4年度分は12月支給分において0.1カ月分勤勉手当を増額します。令和5年度は、6月支給分、12月支給分をそれぞれ現行より0.05月分増額し、合わせて年間0.1カ月分増額することとしております。一般職の職員の給料表の改定では、民間企業における初任給の動向を踏まえまして、初任給並びに20代半ばから30代半ばの若手職員に改善が及ぶよう給料月額が改定されております。また、別表第2の行政職給料表別職務分類表において、6級に部類している会計管理者を規則で定める職務に変更をしております。

施行期日につきましては、第1条の令和4年度の勤勉手当と給料表の改定につきましては、公布の日から施行し、令和4年4月1日からの適用。第2条の改定は、令和5年4月1日からの施行としております。

続きまして、議案第67号議会の議員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例について説明をいたします。今回の条例改正は、一般職の国家公務員の給与改定に準じて、特別職の国家公務員の給与が改定されることに伴い、議会の議員の期末手当の改定を行うものであります。引上げ率につきましては、特別職の国家公務員の特別級が年間0.05月分引上げられますので、同じく議会の議員に対する期末手当を年間0.05月分引上げるものであります。令和4年度は、12月期において0.05月分引上げを行い、令和5年度

は6月期を0.025月分、12月期を0.025月分引き上げ、合わせて年間0.05月分引き上げるものであります。

続きまして、議案第68号芸西村長等に対する給料等の支給に関する条例の一部を改正する条例について説明をいたします。今回の条例改正の内容は、議会の議員に対する期末手当の改定と同じく、特別職の国家公務員の給与が改定されることに伴い、村長等の期末手当の改定を行うものであります。引き上げ率につきましても、特別職の国家公務員の特別級の引き上げに合わせて、村長等の期末手当を年間0.05月分引き上げるものであります。令和4年度は、12月期において0.05月分引き上げを行い、令和5年度は6月期を0.025月分、12月期を0.025月分引き上げ、合わせて年間0.05月分引き上げるものであります。

次に、議案第69号職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について説明をいたします。今回の条例改正は、定年を引き上げる地方公務員法の一部改正に伴いまして、芸西村職員の定年に関する条例を改正するものであります。

改正の主な内容といたしまして、定年年齢が65歳に引き上げられます。実際の運用につきましては、令和5年度から現行の60歳定年から、2年に1歳ずつ段階的に引き上げを行い、令和13年度以降は65歳が定年年齢となります。

2点目といたしまして、組織の新陳代謝を確保し、組織活力を維持するために、役職定年制度が導入されます。そのため、管理監督職の職員について60歳到達後には、原則管理職以外の職となります。

3点目といたしまして、再任用制度が改正され、60歳以後の多様な働き方のニーズに対応するため、60歳以後定年前に退職した職員を短時間勤務の職で再任用できる制度が新たに設けられることや、定年の段階的な引き上げ期間中に定年退職した職員について、65歳までの雇用を確保するため、暫定的に現行の再任用制度と同様の運用がされるようになります。

続きまして、議案第70号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について説明をいたします。この条例は、地方公務員法の一部改正する法律の施行に伴いまして、関連する七つの条例の改正と一つの条例を廃止するものであります。

改正する条例は、「芸西村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」、「職員の懲戒の手続及び効果に関する条例」、「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」、「職員の育児休業等に関する条例」、「一般職の職員の給与に関する条例」、「職員の降給に関する条例」、「芸西村職員の旅費に関する条例」の一部改正と、「芸西村職員の再任用に関する条例」を廃止するものであります。

主な内容につきましては、地方公務員法の改正により対応する条文の修正や、現行の再任用短時間勤務職員に関する規定の定年前再任用短時間勤務職員への変更。また、定年が延長されることに伴いまして、職員の60歳到達後の最初の4月1日以後の給料月額を、それまでの7割水準へ減額する規定などを定めております。

また、今回の改正に合わせて、条文の中でより適切な表現への修正も併せて行っております。

続きまして、議案第71号令和4年度芸西村一般会計補正予算（第4号）について説明をいたします。1ページをお願いします。

令和4年度芸西村一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1139万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58億3181万2千円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

7ページをお願いします。歳入です。

(7p) 55款5項5目、民生費国庫負担金50万の増。

(7p) 10項3目、総務費国庫補助金2314万9千円の増。こちらは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金となっております。

(7p) 5目、民生費国庫補助金133万3千円の増。

(7p) 25目、教育費国庫補助金16万3千円の増。

(7p) 60款5項5目、民生費県負担金25万円の増。

- (8 p) 10 項 5 目、総務費県補助金 648 万 6 千円の減。こちらは、補助金の交付額の確定による減額となっております。
- (8 p) 10 目、民生費県補助金 33 万 3 千円の増。
- (8 p) 20 目、農林水産業費県補助金 1032 万 4 千円の減。こちら、補助金の交付額の確定による減額が主なものとなっております。
- (8 p) 30 目、教育費県補助金 16 万 3 千円の増。
- (8 p) 75 款 5 項 5 目、基金繰入金 265 万 5 千円の増。
- (9 p) 10 目、特別会計繰入金 41 万 6 千円の増。
- (9 p) 85 款 15 項 10 目、雑入 75 万 5 千円の減。
続きまして、歳出です。
- (10 p) 5 款 5 項 5 目、議会費 1 万 2 千円の増。
- (10 p) 10 目、議会広報費 15 万円の減。
- (10 p) 10 款 5 項 20 目、財産管理費 213 万 4 千円の減となっておりますが、10 節の需用費で電気料を増額補正させていただいております。こちらは、庁舎管理の電気料になりますが、電気料金が大幅に上昇しておりますので、それぞれの施設の管理科目におきまして増額補正させていただいております。
- (10 p) 25 項 15 目、地籍調査費 911 万円の減。こちらは、地籍調査事業の事業費の確定による減額です。
- (11 p) 35 項 5 目、企画費 420 万円の減。イベントの中止による減額です。
- (11 p) 20 目、福祉館費 1 万 2 千円の増。
- (11 p) 15 款 5 項 5 目、社会福祉総務費 542 万 3 千円の増。こちらは、電気料と介護施設等への緊急対策給付金が主なものです。
- (11 p) 15 目、老人福祉費 712 万 4 千円の減。ふれあいセンターエアコン設置工事の減額です。
- (12 p) 10 項 5 目、児童福祉総務費 200 万 6 千円の増。
- (12 p) 15 目、児童福祉施設費 469 万 6 千円の増。こちらは、保育所会計年度任用職員の報酬の増額です。
- (13 p) 20 款 5 項 10 目、予防費 1 万 5 千円の増。
- (13 p) 25 款 5 項 5 目、農業委員会費 160 万 4 千円の増。
- (13 p) 15 目、農業振興費 391 万 2 千円の増。こちらは、18 節の施設園芸燃油高騰対策と肥料価格高騰対策の補助金等を計上しております。
- (14 p) 25 目、農地費 13 万 5 千円の減。
- (14 p) 10 項 5 目、林業振興費 135 万円の増。
- (14 p) 15 項 3 目、水産総務費 19 万 3 千円の減。
- (14 p) 5 目、水産振興費 50 万 3 千円の増。
- (15 p) 30 款 5 項 5 目、商工振興費 860 万円の増。こちらは、小規模事業者等への物価高騰緊急対策の補助金となっております。
- (15 p) 35 款 20 項 5 目、住宅維持管理費 10 万円の増。
- (15 p) 25 項 5 目、公共下水道費 590 万円の増。
- (15 p) 45 款 5 項 10 目、事務局費 672 万 1 千円の減。こちらは、地質調査委託の事業延期による減額となっております。
- (16 p) 10 項 5 目、学校管理費 60 万 9 千円の増。
- (16 p) 15 項 5 目、学校管理費 133 万円の増。
- (16 p) 20 項 5 目、幼稚園費 11 万 9 千円の増。
- (16 p) 25 項 5 目、社会教育総務費 93 万円の増。
- (16 p) 10 目、社会教育施設費 97 万円の増。
- (17 p) 30 項 10 目、体育施設費 205 万 3 千円の増。
- (17 p) 15 目、学校給食費 102 万円の増。
- 以上が、一般会計補正予算となります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○ 岡村 俊彰 議長
都築健康福祉課長。

○ 都築 仁 健康福祉課長

おはようございます。

議案第 72 号令和 4 年度芸西村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）を説明します。1 ページをお願いします。

令和 4 年度芸西村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）は次に定めるところによる。

歳出予算の補正。第 1 条、歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、第 1 表歳出予算補正による。

3 ページをお願いします。歳出です。

（p 3）35 款 5 項 45 目、保険給付費等交付金償還金 12 万 6 千円増。

（p 3）15 項 5 目、基金積立金 12 万 6 千円減。

本補正予算は、歳出で保険給付費に係る県支出金の返納金の確定による増額とそれに伴う基金積立金を減額しております。

続きまして、議案第 73 号令和 4 年度芸西村介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）を説明します。1 ページをお願いします。

令和 4 年度芸西村介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 28 万 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 8752 万 7 千円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

6 ページをお願いします。歳入です。

（p 6）20 款 5 項 5 目、介護給付費負担金 67 万 8 千円減。

（p 6）10 項 5 目、調整交付金 2 万円増。

（p 6）20 目、保険者機能強化推進交付金 63 万 7 千円増。

（p 6）23 目、介護保険保険者努力支援交付金 53 万 1 千円増。

（p 6）25 款 5 項 5 目、介護給付費交付金 7 万 6 千円増。

（p 7）30 款 5 項 5 目、介護給付費負担金 76 万 9 千円増。

（p 7）45 款 5 項 5 目、介護給付費繰入金 3 万 4 千円増。

（p 7）10 項 5 目、介護給付費準備基金繰入金 110 万 7 千円減。

続きまして、歳出です。

（p 8）10 款 5 項 5 目、在宅介護サービス給付費 1753 万 8 千円減。

（p 8）15 目、地域密着型介護サービス給付費 287 万円増。

（p 8）25 目、施設介護サービス給付費 1466 万 8 千円増。

（p 8）20 項 5 目、高額介護サービス費 28 万 2 千円増。

（p 8）25 款 5 項から 10 ページの 25 項までは財源内訳の変更です。

本補正予算は、歳入では国庫補助金の確定による変更と、歳出では、施設サービスの給付見込み増による変更が主なものです。以上です。

○ 岡村 俊彰 議長

吉永産業振興課長。

○ 吉永 卓史 産業振興課長

おはようございます。議案第 74 号についてご説明いたします。1 ページをお願いします。

令和 4 年度芸西村住宅新築資金等特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 41 万 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 370 万 6 千円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

6 ページをお願いします。歳入。

(p 6) 30 款 5 項 5 目、繰越金 41 万 6 千円の追加。

続きまして、歳出です。

(p 7) 20 款 5 項 5 目、一般会計繰出金 41 万 6 千円の増。

今回の補正予算は、歳入では令和 3 年度決算額の確定による繰越金を計上し、歳出ではそれに伴い一般会計への繰出金を計上しております。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○ 岡村 俊彰 議長

山本土木環境課長。

○ 山本 裕崇 土木環境課長

おはようございます。議案第 75 号を説明します。1 ページをお願いします。

令和 4 年度芸西村簡易水道事業特別会計補正予算(第 2 号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1696 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 3776 万 4 千円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

地方債の補正。第 2 条、地方債の変更は、第 5 表地方債補正による。

4 ページをお願いします。

第 5 表地方債の補正。1、変更。起債の目的、簡易水道事業。補正前限度額 1 億 1480 万円、補正後限度額 1 億 2320 万円。起債の方法、利率、借入先、償還の方法に変更はありません。

7 ページをお願いします。歳入です。

(p 7) 15 款 5 項 10 目、基金繰入金 856 万円の増。

(p 7) 45 款 5 項 5 目、簡易水道事業債 840 万円の増。

続きまして、歳出です。

(p 8) 5 款 5 項 10 目、給水費 660 万円の増。

(p 8) 15 目、維持管理費 195 万円の増。

(p 8) 20 目、新設改良費 840 万円の増。

(p 8) 10 款 5 項 10 目、利子 1 万円の増。

今回の補正で主なものとしまして、電気単価の高騰によります電気料の増額、水源地等の状況を役場で把握できるようにするための監視システムの改良費用、老朽化した水道管の布設替え関連費用を計上しております。

続きまして、議案第 76 号を説明します。1 ページをお願いします。

令和 4 年度芸西村下水道事業特別会計補正予算(第 2 号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 590 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 3788 万 6 千円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

6 ページをお願いします。歳入です。

(p 6) 10 款 5 項 5 目、一般会計繰入金 590 万円の増。

次に、歳出です。

(p 7) 5 款 5 項 15 目、維持管理費 590 万円の増。

今回の補正では、電気単価の高騰による電気料の増額等を計上しております。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○ 岡村 俊彰 議長

以上で、一括上程議案の説明を終わります。

《散会》

○ 岡村 俊彰 議長

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。
本日はこれをもって散会いたします。

[9:49 散会]